

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 5 月 13 日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
階級章 3,879 個
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
令和 7 年 8 月 29 日（金）
- (4) 納入場所
兵庫県警察本部長が指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
兵庫県警察本部総務部装備課
電話 (078) 341-7441 内線 2333
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和 7 年 5 月 13 日（火）から同年 5 月 19 日（月）まで
開庁日の午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 7 年 6 月 2 日（月） 午後 4 時 00 分から
兵庫県警察本部 本館 101 会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便による入札については、令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 10 時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 7 年 5 月 30 日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、入札・開札の日時までに所定の場所に持参又は到達していること

イ 入札保証金の納入を求める場合、所定の日時までに納付されていること。なお、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和 7 年 6 月 9 日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名並びに電話番号及びメールアドレス又は押印があり、入札内容が分明であること。

キ 入札申込時に届出た代理人以外の代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちアからオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。